

大学教育再生戦略推進費における不正事案

○大学改革推進等補助金

・平成27年度

大学等名	不正等の内容	措置の内容
滋賀県立大学	平成26年度の地(知)の拠点整備事業において、学生の不正雇用(水増し勤務)により同大学から補助金を支出させ、事業目的と異なる目的に支出していた。	○補助金の返還命令 平成27年10月26日 35万円

・平成29年度

大学等名	不正等の内容	措置の内容
高崎商科大学	平成26・27年度の地(知)の拠点整備事業及び平成28年度の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業において、他文献から盗用した内容を含む論文等を執筆・公表し、当該論文等の作成に係る経費を補助金から支出していた。 ※平成28年度は申請代表校である共愛学園前橋国際大学を通じて補助金を配分。	○補助金の返還命令 117万円

・平成30年度

大学等名	不正等の内容	措置の内容
山形大学	平成27・28・29年度の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業において、勤務実態と異なる人件費を請求し、同大学から補助金を支出させ、事業目的と異なる目的に支出していた。	○補助金の返還命令 平成31年3月28日 58万円

※1 平成26年4月1日以降に交付決定が行われた補助金の不正事案を対象としている。

※2 返還命令の金額は、不正に使用された金額のみを記載している。